

理事と組合との関係について

Q. 理事と組合との関係は民法第643条（委任）の委任によるものか。

A. 中協法第35条の3（組合と役員との関係）により、組合と役員（理事又は監事）との内部関係は民法上の委任契約に関する一連の規定が適用される。

従って、組合と理事との関係は当然に民法第643条（委任）の規定に拠るところになる。